

新型コロナウイルス感染症対策関連の経費の 公費負担スキームについて

- ① 公費負担の対象となる新型コロナウイルス感染症対策関連の経費については、令和 2 年 12 月 4 日の合意に基づき、東京都及び国、または国が負担する。
- ② 具体的には、東京都及び国は、東京都に設置されている東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金にそれぞれ区分経理して所要額を積み立て、毎年度、組織委員会からの交付申請に基づき、当該経費の執行額を当該基金から組織委員会の共同実施事業特別勘定に支出する。
- ③ 上記の組織委員会からの交付申請に際しては、「新型コロナウイルス感染症対策関連の経費の基本的な考え方について」（令和 3 年 2 月 17 日 共同実施事業管理委員会）に基づき、当該年度に執行された経費を整理・精査し、共同実施事業管理委員会において、公費負担の対象となる新型コロナウイルス感染症対策関連の経費を確認する。